

ロ、日本大衆党中央執行委員 麻生、山名。
ハ、同統制委員機構。
右就任を承認す。

一、組合同盟中央執行委員増員の件
日本紡織関係より一名増員入選は組合に一任のこと。(村山金之助氏)

一、明春労働立法運動の件

○昭和四年一月

△第二十七回中央執行委員会

一月二十五日午後四時

(一) 第十二回国際労働代表選出の件

一月十四日組合同盟主催にて、芝新櫻田町の總聯合本部に友誼團體の協議會を開催、今回は棄權と決定……承認

(2) 全國労働組合會議準備會の開催は無期延期となる……承認

承認

(3) 京濱労働協會の対策 友誼團體を組織して、国際労働會議が中心となり、友誼團體を組織して、国際労働會議が中心となり、友誼團體を組織して、国際労働

ニ、鈴木中央委員辭任は東京聯合會に附議すること。

三、同盟本部事務所の件

當分は(一)よりとし臨時の處置は會長に一任すること。

四、政治運動に関する件

日本大衆黨支持を明かにしたる指令を政治部にて作製して通達の事。

五、青年の確立の件

イ、加盟組合及支部の青年部を至急確立すること。

ロ、全國労働青年同盟支持の方針を明かにしたる指令を青年部にて作り執行委員會にて再審議すること。

六、労働立法獲得運動の件

イ、今議會中、猶運動を起すため労働法制委員會を即時召集して運動の方針立案せしめること。

ロ、高砂工友會提議の條改正請願署名運動を之に合流せしめる組合同盟としては本運動を署名運動とし全國協議會を協力す。

七、市町村労働者参加の自由獲得運動に関する件

イ、各工場社の労働者の立候補壓迫の事實を調査すること

労働會議全國対策協議會と労働立法對策全國協議會を組織するに至つたので之を承認し、該委員を左の如く決定。

労働會議——上條、労働立法——望月、藤岡

二月 月

△第二十八回中央執行委員会

二月四、五兩日午後一時より

一、同盟本部財政確立の件

イ、機關誌の財政確立のために出版部を編輯部と財務に分づ編輯主任内田、財務主任菊川とす。

ロ、同盟本部經常費を變更して活動を充實すること。

ハ、各組合は會費完納組合員数を本部に報告し、この報告によつて毎月の機關誌を配布すること。

二、同盟本部人事に関する件

イ、編輯會長は即時上京して本部の統制に専心にあたること

ロ、上條主事は紡織の主事を兼任してゐるが、今後兼任のまゝ紡織の運動に専心努力すること。

ハ、同盟本部事務は常任書記をして政治に處理せしむること

ロ、聲明書を發表し、日有大衆黨に提議して全國的闘争とする

ハ、その他詳細は政治部一任。

八、深夜業禁止項策の件

差當り議會に於て質問すること。

九、北部労働組合の質問書の件

無産政黨合同問題に關し北部労働組合より質問書の提出あり之に對し、文書を以て親切に回答することとし、起草は編輯上條、菊川に一任。

十、支那労働運動視察代表派遣の件
日支労働階級の親善並に支那に於ける労働運動の實情視察のために今村、藤岡兩氏を派遣すること。

十一、福田狂二の清黨運動對策の件
本問題は日本大衆黨のみならず、一般組合員にも擾亂的影響を及ぼすものなるを以つて即時解決する様に黨本部に進言すること。

労働者市町村會参加の自由獲得に関する聲明

来るべき市町村會選舉は普選に依る第一回選舉にして久しく